

意見

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「当機構」という。）は、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的とする紛争解決機関である。スポーツの世界においても「法の支配」は極めて重要な価値を有し、それは競技力の向上にも直結するものであるが、それを実現することができるのは日本において当機構だけである。当機構は、上記目的を実現するため、これまで、スポーツ仲裁及び調停に係る事務に加えて、スポーツ法、スポーツ仲裁及び調停並びにスポーツ紛争予防に係る教育及び啓発活動等の事業を実施してきた。

平成24年3月30日付けで策定されたスポーツ基本計画の中でも、「6 ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」において、当機構に関連する項目が設けられており、当機構は、直近4年間において、同スポーツ基本計画に定められた施策に基づく支援を受けつつ、上記の事業を実施してきた。

当機構が上記の事業を実施する中で認識した我が国のスポーツ界の現状や課題からすれば、第2期スポーツ基本計画においては、①スポーツ紛争の迅速・円滑な解決に向けた取組みの推進、②アンチ・ドーピングの推進、③スポーツにおけるインテグリティの徹底、④オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の円滑な運営の各項目について、別紙のとおり、当機構の役割を明確化する方策を盛り込むべきである。

以下では、時間の関係もあるので、その中でも特に重要なポイントとして、スポーツ界のガバナンスの確立に向けた当機構の役割について意見を申し述べる。

- 当機構は一昨年（2014年度）、文部科学省の委託事業として「スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議」を開催し、スポーツ団体のガバナンスの実情と現状の問題点について協議を行い、JOC及び日体協傘下の団体の協力を得てアンケート調査を行い、ガバナンスとして問題となる様々の事項についてかなりボリュームのある「ガイドブック」をまとめた。現在当該ガイドブックは、多くのスポーツ団体にガバナンスを考え、今後の改善点を検討する上での有力な手掛かりを提供し、実際、多くの団体で研修資料として活用されている。
- しかし、スポーツ団体のガバナンスの問題は、机上の学習によって一朝一夕で改善されるものではなく、事務体制の確立、諸規則など関係規定の整備、理事や評議員など団体役員を含めた関係者全員の意識改革、内部運営についての恒常的な点検・見直しなど様々なプロセスとこれらの不断の見直しによって徐々に改善されていくものであり、外

部から、常時、改善に向けての刺激を与えていく必要があるというのが、各団体の共通の意見でもあった。実際、「協力者会議」では、専務理事・事務局長レベルの意見交換会を開催し、テーマを設定してグループ討議をする機会を設けたが、参加者からはそのような機会を頻々に、少なくとも年一回は開催してほしい旨の意見が出されている。

- 当機構としては、スポーツ界の様々な紛争が仲裁や調停の形で持ち込まれる前に各団体のガバナンスが確立し、スポーツ紛争が発生しない環境を整備することが肝要と考えている。そのためには、スポーツ団体の意見交換の機会を設け、各団体が他の団体の運営も参考としながら自らの団体における関係者の意識改革や改善に具体的に取り組むことを必要と考えている。そして、当機構は、これまでに蓄積したガバナンスに関する諸データや諸資料に基づき、そのような活動を積極的に支援する用意があるし、そのような活動は当機構にしかできないものと考えている。
- JOC、日体協、障がい者スポーツ協会などの統括団体は、それぞれが関係するスポーツ団体の競技力向上に一生懸命取り組まれており、またガバナンスについても注意を払われているところであるが、ガバナンスの確立には選手強化とは異なった観点からの複雑かつ膨大な作業を必要とする。また、その改善にも選手強化とは異なる指導や助言を必要とする。これらはすべてのスポーツ団体に共通することでもあり、統括3団体が個別に取り組むよりは、そのような組織とは別にスポーツ団体の相互協力機関を組織して取り組むことが効果的であり、かつ、効率的であると考えている。
- その意味で、このような活動については、3団体の自発的協力はもちろんであるが、新しく誕生したスポーツ庁において是非、積極的・主導的に取り組んでもらいたいことである。
- 当機構には「代表選考」の問題だけではなく、「不利益処分」「暴力・パワハラ・セクハラ」「移籍」「契約」「ドーピング」「役員」「内部運営」など様々な種類の相談が持ち込まれるが、そこからうかがわれるスポーツ団体のガバナンスの現状を念頭におきつつ、また、先述したガバナンス協力者会議で得られた知見も活用しながら、当機構はスポーツ界のガバナンスの確立に今後中心的な役割を果たしていきたいと考えている。そのような当機構の役割については、ぜひ第2期スポーツ基本計画の中においても明確化していただきたい。

(以上)

意見

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

第1 第2期スポーツ基本計画において盛り込むべき方策についての意見

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）は、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争を仲裁又は調停により解決し、スポーツの健全な振興を図ることを目的とする紛争解決機関である。JSAAは、上記目的を実現するため、これまで、スポーツ仲裁及び調停に係る事務（スポーツ仲裁調停事業）及びスポーツ法、スポーツ仲裁・調停、並びにスポーツ紛争予防に係る教育啓発活動等の事業（理解増進事業）を実施している。

平成24年3月30日付けスポーツ基本計画（スポーツ基本計画）の中でも、「6 ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」において、JSAAに関連する項目が設けられており、JSAAは、スポーツ基本計画にも沿うかたちで、上記の事業を実施してきた。

JSAAが上記の事業を実施する中で認識した我が国のスポーツ界の現状や課題からすれば、第2期スポーツ基本計画において、以下の方策を盛り込むべきである。

方策① スポーツ紛争の迅速・円滑な解決に向けた取組みの推進

① 自動応諾条項採択に向けた活動

○国は、JSAAと連携し、スポーツ仲裁・調停に関する理解増進を推進すべきである。
また、国は、そのための人材の確保を可能にすべきである。

○国及びJSAAは連携して、JOC、日体協、JSADに対し、JSAAの自動受諾条項を採択していることを加盟・準加盟に当たっての要件とするよう強く働きかけるべきである。

○JOC及び日体協の加盟・準加盟団体並びにJSAD及びその加盟・準加盟団体等においては、自動応諾条項を採択し、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための環境を整備すべきである。

○日本スポーツ振興センターは、自動応諾条項を採択しないJOC及び日体協の加盟・準加盟団体並びにJSAD及びその加盟・準加盟団体等に対しては、助成を実

施せず、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択を取りやめた団体に対しては、助成金支給取消を行うべきである。

② 仲裁人・調停人等スポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成

○国及び日本スポーツ振興センターは、JSAA が主宰する、仲裁人・調停人等の候補者向けの研修会に対して必要な支援を行うこと。

③ 理解増進活動の推進

○国及び日本スポーツ振興センターは、JSAA と連携し、統括団体及び競技団体並びに競技者に対するスポーツ仲裁・調停に関する理解増進活動を推進すること。

方策② アンチ・ドーピングの推進

① ドーピング仲裁の研究支援、教育・研修活動の推進

○国は、JSAA と連携しつつ、ドーピング仲裁に関する研究の充実を図るほか、仲裁人に対する研修会等における教育を一層充実させるなど、仲裁人に対するドーピング仲裁の研究、教育・研修活動を一層推進し、支援すること。

② アンチ・ドーピングの裁定機関との連携の構築・維持・強化

○国は、JSAA と連携しつつ、国際的なアンチ・ドーピング規則違反についての判断の動向等について習熟するために、スポーツ仲裁裁判所その他アンチ・ドーピングの裁定機関が主催する国際会議への参加の支援あるいはわが国で開催される同種の国際会議について支援すること。

方策③ スポーツにおけるインテグリティの徹底 —スポーツ紛争の予防並びに解決、及びスポーツ界全体のコンプライアンス体制並びにグッド・ガバナンスの確立—

① ガバナンス研修会・ワークショップ等の場の構築の推進

○国は、JSAA と連携し、競技団体のガバナンス・コンプライアンスの知見を共有する研修会・ワークショップ等の場の設置を推進すること。

○JOC及び日体協の加盟・準加盟団体並びにJSAD及びその加盟・準加盟団体等においては、JSAAと連携し、研修会・ワークショップの場において、ガバナンス・コンプライアンスの知見を共有すること。

② ガバナンス・コンプライアンス評価制度の構築

○国や日本スポーツ振興センターは、JSAAと連携し、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスを評価する仕組み（ガバナンス・コンプライアンスの基準を満たさない場合については、助成金を返還する仕組み）の構築を推進すること。

方策④ 「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の円滑な運営」

① CAS仲裁に精通した人材の養成

○国は、JSAAと連携して、CASによるCAS仲裁の訓練が開始される平成30年までに、適切な人材をCAS等に派遣するなどして、CAS仲裁に習熟させる人材を養成すること。

② CAS仲裁の訓練の実施の支援

○国は、東京の弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）又はJSAAなどと連携して、CAS仲裁の訓練の実施を支援すること。

③ CAS等の国際スポーツ仲裁機関、国際スポーツ団体との交流の実施

○国は、JSAAと連携し、CASとの連携を構築、維持、強化すること。また、諸外国のスポーツ仲裁機関との連携も維持、強化すること。

第2 上記方策を盛り込むべき理由

1 はじめに

JSAAは、平成29年以降、現状の我が国のスポーツ界が抱える課題を解決する事業を実施することを検討している。

そこで、以下では、第2期スポーツ基本計画に各方策を盛り込むべき理由として、上記の方策ごとに、JSAAが認識している i 現状と課題及び ii JSAAが実施を検討して

いる事業を述べることとしたい。

2 方策① スポーツ紛争の迅速・円滑な解決に向けた取組みの推進

(1) 現状と課題

① 競技団体の自動応諾条項の採択率が低いこと

スポーツ仲裁も仲裁である。そのため、競技者等が仲裁を申し立てるには、競技団体との間に仲裁合意が必要である。仲裁合意がない場合には、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決を図ることはできない。競技団体と競技者との間に仲裁合意が存在しないため、競技者等の仲裁申立てにも関わらず仲裁ができなかった事例は、平成28年3月31日現在、申立総件数75件中15件と、全体の20%を占めている。

JSAAでは、競技者等の仲裁申立てがあれば、自動的に仲裁合意が成立し、仲裁が行えるよう、競技団体にスポーツ仲裁自動応諾条項（自動応諾条項）の採択を依頼している。自動応諾条項があればスポーツ紛争は迅速・円滑な解決をすることができる。ところ、現時点では次頁の表のとおり、日本オリンピック委員会（JOC）加盟・準加盟団体ですら約7割の採択率であり、日本体育協会（日体協）加盟・準加盟団体は4割にも満たない採択率である。また、都道府県体協ですら5割を下回る採択率であり、日本障がい者スポーツ協会（JSAD）加盟・準加盟団体に至っては、採択率は2割に満たない。

自動応諾条項の採択率が低いことは、スポーツ紛争が少なからず発生する現状に鑑みると、その迅速・円滑な解決という観点のみならず、競技者の権利保護及び競技団体の適正な運営（ガバナンス）の観点からもスポーツ界の大きな問題である。

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況（2016年4月15日現在）¹

	採 択 済	未 採 択	検 討 中	不 明 ²	合 計	採 択 率 (%)
JOC・日体協・日本障がい者スポーツ協会	3	0	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟団体 ³	43	5	11	3	62	69.4
日体協加盟・準加盟団体 ⁴	6	4	1	6	17	35.3

¹ 加盟団体の数は各団体のホームページ（2016年3月31日時点）による。

² 回答がない等の団体。不明団体には直接架電し、確認をとっている状態又は連絡待ちの状態。

³ 特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。

小計	52	9	12	9	82	63.4
都道府県体協	21	17	8	1	47	44.7
日本障がい者スポーツ協会加盟・準加盟団体 ⁵	14	9	40	14	77	18.2
合計	87	35	60	24	206	42.2

② スポーツ仲裁の造詣の深い仲裁人が少ないこと

JSAA では実際に紛争の解決に当たる仲裁人候補者として、100名以上の者がリストに掲載されている。しかし、スポーツ仲裁事案の件数は、過去13年で40余件であり（資料1：過去の仲裁事例一覧）、スポーツ仲裁の仲裁人や当事者代理人を候補者全員が経験することは難しい。

JSAA では、上記の問題に対する施策の一つとして、年3回のスポーツ仲裁法研究会を実施している。しかしさらに深いスポーツ仲裁に関する専門性を仲裁人候補者が身に付けるためには、まだ十分な回数の開催とはいえない。

③ JSAA の認知度の低さ

JSAA の認知度は、設立当初と比較しては向上してきたと考えられる。しかし、全ての競技者や競技団体関係者が認知している訳ではない。そのため、スポーツ紛争が生じていたとしても、JSAA の存在を知らないために、当事者が仲裁申立てというアイデアに至らないことが推察される。このような紛争も JSAA を知ってさえいれば、仲裁申立てができたはずであり、認知度の向上は不可欠である。

また、競技者・競技団体関係者は頻繁に入れ替わりが生じるため、これらの者に対する教育啓発活動は、継続的に実施していかなければならない。

(2) JSAA が実施を検討している事業

① JOC、日体協、JSADに対する自動応諾条項採択に関する規定整備の働きかけ

JOC、日体協、JSADのうち、自動応諾条項の採択を加盟団体の加盟要件としている団体は、JOCに限られる（JOC加盟団体規程第7条第5号）。しかし、JOC加盟団体の中には未採択団体もあるところ、未採択団体に対しJOCが積極的に採択を働きか

⁴ 重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

⁵ 重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。

けるなどの動きは見られない。そこで、JSAAとしては、日体協、JSADに対し、自動応諾条項を加盟団体の加盟要件とする定めを設けることを求めたい。そして、3団体に対しては、当該要件の厳格に運用するよう求めている。

また、日体協は、平成31年以降の国体実施競技の選定基準の一項目として、「項目10 当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること」を規定し、自動応諾条項を採択しているか否かを、採点項目に含める取組みを実施している。JOCやJSADにも、日体協の同制度に倣い、例えば、競技団体の代表選手の派遣を認めるためには、当該競技団体が、自動応諾条項を採択することを条件とするよう求めている。

② 仲裁人に対する研究会の実施

スポーツ仲裁法研究会の回数を増やし、定期的な研修制度としたい。

さらに、潜在的な仲裁人・仲裁代理人を掘り起こすために、国体開催県の弁護士会と連携し、同会所属弁護士に対する研究会の実施を検討したい。

研究会は、過去の仲裁事案の分析や海外の仲裁機関の制度を紹介という内容が中心であったが、国内外のスポーツ紛争を題材に模擬仲裁・ロールプレイを実施し、仲裁手続に触れる機会を増やし、適正・迅速な手続進行に資する研修も検討したい。

③ 地域の競技者、競技団体に対する働きかけの実施

JSAAは、既に、競技者等又は競技団体に対する研修会を実施している。これらの研修会の回数をさらに増やし、地域レベルの競技者等・競技団体に広げていく必要がある。

仲裁事案には、都道府県、市町村レベルの競技団体を相手方とする事案が少なからずある。このようなレベルの競技者等並びに競技団体に対するスポーツ仲裁の理解増進活動が重要である。また、地域レベルの競技団体は、自動応諾条項を採択するものは少ないため、理解増進活動に加えて、自動応諾条項採択の働きかけも行いたい。

④ 日本スポーツ振興センターに対する働きかけの実施

JSAAは、競技団体の多くに対し、助成金を支給している日本スポーツ振興センターに対し、自動応諾条項を採択しない競技団体には助成を実施しないこと、及び自動応諾条項の採択を取りやめた団体には助成金支給取消を行うよう求めている。

3 方策② アンチ・ドーピングの推進

(1) 現状と課題

スポーツ基本計画では、アンチ・ドーピング活動を充実させることが目標として定められてきた。

JSAA は、日本アンチ・ドーピング規程上の不服申立機関であり、国際的な調和の下、アンチ・ドーピング規則違反に対する処分の不服申立てを判断する権限有するアンチ・ドーピング制度において国内アンチ・ドーピング機関とともにその根幹を支える重要な機関である。

昨今、我が国においても、インテリジェンスを用いて、アンチ・ドーピング規則違反を摘発する体制が検討されているが、同体制が実現すれば、これまで以上にアンチ・ドーピング規則違反を理由とする処分に関する不服が増加することも予想される。

上記のような現状からすれば、アンチ・ドーピング規則に精通した仲裁人及び事務局スタッフを養成することが、我が国の課題といえる。

(2) JSAA が実施を検討している事業

① ドーピング仲裁の研究事業の実施

JSAA は、過去には、文部科学省委託事業、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団助成事業又はスポーツ振興くじ助成事業として、ドーピング仲裁に関する調査研究を実施してきた。しかし、2015年の世界アンチ・ドーピング規程(WADC)改訂後、JSAA は、ドーピング仲裁に関する調査研究を実施できていない。ドーピング仲裁の最新判断例の傾向について知る者がわが国にはほとんどいない状況では、JSAA が独自に情報収集・分析を行いその成果を仲裁人候補者等へ周知することは適正な仲裁手続を行う上で不可欠である。そこで、JSAA としては、ドーピング仲裁に関する調査研究を再開し、以降継続して研究を実施したい。

② 教育・研修活動

JSAA は、年に1回のドーピング仲裁研修会しか行っておらず、必ずしも、アンチ・ドーピングについて専門性の高い仲裁人の養成に寄与できていない。

そこで、JSAA は、アンチ・ドーピングについて専門性の高い仲裁人を養成するため、ドーピング仲裁研修会の回数を増やし定期的に開催したい。

③ アンチ・ドーピングに関する国際会議への参加

アンチ・ドーピング規則は、調和の観点から全世界的に統一的に適用される必要がある。そのため、国際的な知見の共有は、不可欠となる。このため、WADA、各国のアンチ・ドーピング機関やアンチ・ドーピングの裁定機関により、国際会議が開かれ、知見の共有が図られている。JSAAからは、このような国際会議に関係者を派遣することができていないため、今後は、JSAAからも、関係者を継続して派遣したい。

4 方策③ スポーツにおけるインテグリティの徹底 —スポーツ紛争の予防並びに解決、及びスポーツ界全体のコンプライアンス体制並びにグッド・ガバナンスの確立—

(1) 現状と課題

スポーツにおけるインテグリティ確保の重要性が、国内外において強く指摘されている。インテグリティの内容として、八百長やアンチ・ドーピングの問題が中心的に論じられることも多いが、スポーツを行う者の人権保障、スポーツ紛争の予防、競技団体のコンプライアンス体制及びグッド・ガバナンスの確立、及びスポーツ紛争の解決も同様に重要な位置づけがなされるべきである。

しかし、インテグリティの重要性は、十分に認識されていない。仮に、認識されていたとしても、具体的な団体運営においてどう反映させるべきかが共有されていない。

そのため、我が国では、スポーツ団体の運営上の不祥事やスポーツ紛争が頻繁に発生しており、その度にスポーツのインテグリティが脅かされる事態が生じている。実際にも、JSAAには、スポーツ紛争の相談が、近年多数寄せられている（資料2 相談分析（2013年度から2015年度））。

また、我が国では、スポーツ団体間の横のつながりが少なく、団体運営の具体的方法について情報共有がされていない。また、スポーツ団体運営を継続的にモニタリングする仕組みもないため、長期的視野に立った団体運営の改善を行うのは難しい。

(2) JSAAが実施を検討している事業

① ガバナンス研修会・ワークショップ等の場の構築

ア 説明会及び参加型ワークショップの開催

年4回、JOC、日体協、又はJSDAの傘下競技団体が複数参加するガバナンス説明会／ワークショップを開催する。JSAAが既に作成した下記の素材を活用する。

- ・平成23年度文部科学省委託事業「トラブルのないスポーツ団体運営のために ガバナンスガイドブック」
- ・平成26年度文部科学省委託事業「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NFのガバナンス強化に向けて」、同不祥事対応事例集

説明会／ワークショップでは、競技団体間の連携の構築・緊密化を目標とする。具体的には、各団体の取り組みの好例を紹介し、団体間のプラットフォームの構築やグッド・ガバナンス及びコンプライアンス体制の拡充に資する情報の提供・共有を図る。

また、事業開始前及び事業終了後に、参加する競技団体のガバナンス達成度を評価し、ガバナンス事業の実施前後での評価の違い及び向上の度合いを継続的に検証する。

イ 障がい者スポーツ関係団体との協議会の開催

JSADの傘下の団体など、運営基盤の弱い団体も存在している。

そこで、年間4～5団体を個別に訪問し、ガバナンスガイドラインを基に意見交換を行い、運営の改善を図る。

また、事業開始実施前及び事業終了後に、チェックリストなどを用いて、ガバナンス達成度を評価し、事業の実施前後での評価の違い及び向上の度合いを継続的に検証する。

② ガバナンス・コンプライアンス認証制度の構築

JSAAとしては、競技団体のガバナンス・コンプライアンスの達成度の程度を認証する仕組みを構築することを検討している。認証の際には、下記の素材を活用し、必要であれば、下記の素材を改訂・更新するワーキンググループを結成する。

- ・平成26年度文部科学省委託事業「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NFのガバナンス強化に向けて」

将来的には、JSAAが実施する上記認証制度と、日本スポーツ振興センターが実施する助成金制度を組み合わせた制度を構築することも検討していく。

5 方策④ 「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の円滑な運営」

(1) 現状と課題

平成24年3月30日付けスポーツ基本計画では、我が国において、国際競技大会等を招致・開催することが、スポーツの振興や地域の活性化につながると理解されている。札幌アジア冬季大会（平成29年）、ラグビーワールドカップ（平成31年）、東京オリンピック・パラリンピック大会（平成32年）等の国際競技大会の開催が決まっている。

国際競技大会を開催する上では、当該競技大会を円滑に運営することが求められる。国際競技大会の開催に伴い、ドーピング紛争、代表選考紛争、登録紛争等のスポーツ紛争が多発するのが世界的な傾向である。そのため、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport：CAS）が、平成8年のアトランタオリンピック・パラリンピック大会以降、国際競技大会（オリンピック・パラリンピック大会、平成26年仁川アジア大会等）に際し、原則として24時間以内にスポーツ関連紛争を解決する臨時仲裁部を設け、国際競技大会の運営面を法的な側面から支援している（資料3 CAS臨時仲裁の件数）。

そして、オリンピック・パラリンピック大会に際しては、開催国を訪れる選手団が、顧問弁護士までも帯同することは希なため、選手団関係者がスポーツ紛争に関与した場合に、どのようにしてこれらの者の権利を保護するかが問題となる。

この点、平成24年のロンドンオリンピック・パラリンピック大会においては、イギリスのスポーツ仲裁機関である Sport Resolutions が事務局となり、事前に現地の法律家に対し、CAS仲裁の訓練を行い、無償でCAS仲裁の代理人サービス等を提供する London Pro-Bono Legal Advice and Representation Service（ロンドンプロボノサービス）を実施した。さらに、CASは、平成28年のリオオリンピック・パラリンピック大会から、開催都市及びその近郊都市の法律家に対し、現地の弁護士会又は法人を通じて、CAS仲裁の訓練を行って、プロボノ法律家を養成する事業を開始している。

これらの取り組みにより、オリンピック・パラリンピック大会中に、スポーツ紛争が発生しても、選手団関係者は、CAS仲裁について訓練を受けたプロボノ法律家の支援を受けることができるようになっている。

このように、国際競技大会の開催国において、CAS仲裁について訓練を受けた法律家の存在は、国際競技大会を円滑に運営するための不可欠なインフラである。

平成32年に東京においてオリンピック・パラリンピック大会を控える我が国では、平成30年より、CAS仲裁についての訓練が開始される予定だが、我が国においては、そもそもCAS仲裁に精通した人材は少ない。また、CASがCAS仲裁の訓練を実施する予定であることはわが国の法曹界ではほとんど認識されておらず、CASの窓口としてCAS仲裁の訓練を実施する機関も見当たらないため、オリンピック・パラリンピック大会を円滑に運営するための不可欠なインフラを整備できるか、不透明な状況にある。

(2) JSAA が実施を検討している事業

JSAA とのとしては、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック大会を法的な側面から支援するため、以下のような事業を行うことを検討している。

ア 第 1 期 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、CAS に法律家を派遣し、ケースマネジメント（規則の内容、手続運営、アドホック仲裁制度）や、仲裁判断例に習熟させると共に、CAS の関係者との強固な関係を構築する。

平成 30 年 2 月 9 日から 25 日にかけて、韓国・平昌において冬季オリンピック・パラリンピック大会が開催されるため、第 1 期に CAS に我が国の法律家を派遣し、平昌冬季オリンピック・パラリンピック大会のアドホック仲裁廷に帯同させることによって、東京オリンピック・パラリンピック大会の前に、CAS のアドホック仲裁の運営を CAS の内側から実際に経験させることができる。

イ 第 2 期 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで、CAS への派遣を継続し、ケースマネジメントや、仲裁判断例に習熟させ、CAS の関係者との関係構築に尽力させる。また、平成 31 年 10 月 1 日以降の、我が国における CAS 仲裁の訓練の方法やスケジュールについて、協議・計画させる。

平成 31 年 10 月以降、上記派遣職員を、JSAA において常勤職員として従事させ、CAS と我が国の法律家の橋渡しの役割を担わせ、我が国において、CAS 仲裁の研修会を開催する。加えて、我が国のスポーツ庁、法務省、東京都、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、IOC・IPC、WADA・JADA、JOC、JPC（以下、総称して「オリンピック関係省庁・団体」という。）との調整役を担わせる。

ウ 第 3 期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

前年後期に行き続き上記派遣職員を、JSAA において常勤職員として従事させ、CAS と我が国の法律家の橋渡しの役割を担わせる。

我が国において、CAS仲裁の研修会を継続して開催すると共に、東京オリンピック・パラリンピック大会時に、各国選手団を支援する法律家の体制を構築させる。オリンピック関係省庁・団体との調整も継続して担わせる。

エ 第4期 平成32年4月1日から平成32年9月30日

東京において、平成32年7月24日から8月9日まで、オリンピック大会が、8月25日から9月6日までパラリンピック大会が予定されている。

オリンピック・パラリンピック大会前は、研修及びプール体制の構築に尽力させると共に、オリンピック関係省庁・団体との調整を継続して行わせる。オリンピック・パラリンピック大会期間中は、JSAAに常駐させ、各国選手団より、我が国の法律家の支援を行いたい旨の要請があった場合に、当該選手団に対し、プールされた法律家の中から、法律家をあっせんする。

以 上

資料1 過去の仲裁事案（スポーツ仲裁）一覧

事件番号 JSAA-AP-	競技	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡しの 日	仲裁人 の数	申立てから言 渡しまでの期 間	審問から言渡 しまでの期間
2003-001	ウェイトリフ ティング	除籍処分の取消	処分取消し。申立料金の 相手方負担。	2003年8月4日	3	49日	14日
2003-002	テコンドー	ユニバシアード大会派遣選手 等選考決定の取消等	請求棄却(一部は却下)	2003年8月18日	1	5日	0日
2003-003	身体障害者 水泳	強化指定選手に指定しない旨 の決定の取消等	請求棄却	2004年2月16日	3	181日	29日
2004-001	馬術	アテネオリンピック大会派遣人 馬決定の取消等	請求棄却。しかし、申立 料金及び申立人の要し た費用のうち50万円の相 手方負担。	2004年7月14日	3	22日	6日
2004-002	身体障害者 陸上競技	アテネパラリンピック大会派遣 選手決定の取消等	請求棄却(一部は却下)	2004年8月26日	3	30日	0日
2005-001	ローラース ケート	アジア選手権への派遣選手 決定の取消	申立却下	2005年5月6日	1	10日	1日
2006-001	セーリング	訴外オプティミスト・ディングー 協会のナショナル・チームへ の内定取消決定を取り消すよ う指導勧告すること	請求棄却(被申立人の決 定の内容確認請求につ いては認容)	2006年11月7日	3	55日	16日
2008-001	カヌー	北京オリンピック・アジア地区 予選会出場選手選考決定の 取消等	請求棄却(一部は却下)	2008年5月8日	1	0日	0日
2009-001	軟式野球	全国軟式野球大会などに出 場できないとした決定の取消 等	決定取消し。申立料金の 相手方負担。	2009年7月8日	3	43日	18日

2009-002	綱引	(1)資格認定及び登録に関して疑義がある審判員についての審査申立てを拒否する決定の取消(2)正会員の地位確認	(1)決定取消し。(2)却下。申立料金の相手方負担。	2010年3月29日	3	145日	23日
2010-002	ボウリング	傘下にある県ボウリング連盟に対し、国民体育大会の県代表選手の決定を取消等を、被申立人が指導すること	請求棄却(一部は却下)	2010年8月13日	1	19日	0日
2010-004	ボウリング	国民体育大会の県代表選手の予備登録選手とした決定の取消及び申立人を正選手とすること、監督を解任すること等	請求棄却(一部は却下)	2010年9月23日	1	9日	0日
2010-005	障害者バドミントン	(1)アジアパラリンピック大会へのダブルス代表選手に申立人を選出しないことの決定が効力を有していないことの確認、(2)申立人を同日本代表に選出したことの確認、(3)選考手続についてのガバナンス	(1)(2)は請求認容、(3)以下は却下	2010年10月2日	3	19日	0日
2011-001	馬術	関東学生馬術競技大会及び関東学生賞典馬術大会の成績を取消す決定の取消	請求棄却	2011年12月26日	3	97日	18日
2011-002	アーチェリー	淡路島アーチェリークラブによりXが除名された処分に対し、Yは指導監督する立場にありながらその義務を果たしていないことの確認と、Yが淡路島アーチェリークラブに対しXへの処分を取り消すよう指導す	一部認容(被申立人は、淡路島アーチェリークラブによるXに対する事実上の除名処分の処分理由及び処分内容を調査し、兵庫県アーチェリー連盟に対し、適切な指導監督	2012年6月29日	3	242日	15日
2011-003	ボート	ロンドンオリンピック・アジア大陸予選のダブルスカル代表選手の決定の取消と選考のやり	決定取消	2012年2月27日	3	25日	2日
2012-002	軟式野球	少年野球チームの指導者に対する処分の取消等	和解内容等を仲裁判断とする	2013年3月26日	3	105日	31日
2012-003	軟式野球	副会長候補の推薦・承認に関する決定の取消	請求棄却	2013年7月30日	3	153日	21日
2012-004		Xらに対する(1)理事解任と	(1)について却下			211日	20日

2013-001	ボディビル	(2)公認審査員の資格停止の決定の取り消し	(1)については却下、(2)については認容	2013年10月22日	3	202日	20日
2013-002						202日	20日
2013-003	水球	水球ワールドリーグ2013アジアオセアニアラウンド男子日本代表選手選考の決定取消し及び申立人を代表選手として選考すること等	請求棄却(一部は却下)	2013年5月1日	1	7日	0日
2013-004	テコンドー	競技参加への無期限停止の決定の取消し	申立人との関係で決定取消	2013年7月15日	3	10日	0日
2013-005	ボッチャ	アジア・オセアニア選手権大会における代表選手決定の	決定取消(一部は却下)、申立人を出場選手	2013年8月3日	3	29日	0日
2013-022	マウンテンバイク	2013年7月20日に開催された第26回全日本マウンテンバイク選手権大会・クロスカントリー女子競技について、YがXに対してした降格処分を取消し、Xを優勝者とする決定をすることを求めた事案。	請求認容、一部却下	2014年2月28日	3	204日	21日
2013-023	スキー	(1)「2013/2014シーズンのオリンピック出場枠選考期間内のWC男子出場選考について」と題する決定の取消、(2)2013年-2014年シーズンのFISワールドカップスキークロス競技第1戦から第8戦については、申立人に出場する権利があることの確認	請求棄却	2013年11月10日	3	9日	0日
2013-024	卓球	「2014 YOG World Qualification」における出場選手の決定の取消、申立人を出場選手に決定すること等	請求棄却	2013年12月5日	3	2日	0日
2014-003	テコンドー	2013年12月1日開催の総会においてYが行ったXを除名するとの決定を取り消すこと等を求めた事案	請求(1)は認容、請求(2)及び(3)は却下	2014年4月25日	3	23日	1日

2014-004	卓球	Yが、Xに所属する選手らで構成されるチームは第33回全日本クラブ卓球選手権大会の大阪府予選会実施要項の参加資格に抵触していることを理由として、当該チームを大阪府代表としないとの決定を行ったところ、Xが同決定の取消しと当該チームを大阪府代表とすること等を求めた事案	請求(1)は棄却、請求(2)は却下	2014年8月27日	3	41日	1日
2014-007	自転車	Yが、2015年ロードアジア選手権大会個人タイム・トライアルの正選手及び補欠選手に関する決定を行ったところ、Xが同決定の取消し等を求めた事	請求(1)(2)は棄却、請求(3)(4)は却下	2015年2月12日	1	8日	2日
2014-008	ホッケー	YがXに対して通知した女子日本代表監督のXへの委嘱を解く旨の決定の取消を求めた事	請求認容	2015年5月7日	3	83日	33日
2015-001	空手	被申立人2が行った、申立人を無期限謹慎処分とする決定及び申立人を除名処分とする決定を取り消すこと等を求め	請求却下	2015年9月24日	3	174日	30日
2015-002	ホッケー	Yが理事会において行った女子日本代表監督のXへの委嘱を解く旨の決定の取消しを求めた事案	請求棄却	2015年5月25日	3	10日	2日
2015-003	ボート	Yの裁定委員会の決定の取消を求めた事案	請求認容	2015年6月4日	3	16日	3日
2015-004	テコンドー	被申立人の行った、申立人の被申立人正会員の地位に関する決定等に対し不服を申し立てた事案。	請求却下	2015年6月25日	3	20日	2日

2015-006	バレー	被申立人の行った、申立人の役員資格の永久停止、申立人の被申立人が関係する全ての事業でのベンチ入りの永久禁止等を内容とする決定に対し不服を申し立てた事案	請求棄却、一部却下	2015年7月21日	3	27日	6日
2015-007	水泳	被申立人が、X1に対し行った、「第48回(原文ママ)中信選手権水泳競技大会要項に明記されたとおり、年度当初の登録団体(A)以外での出場は認めません。」「平成28年度(2016年)中信選手権水泳競技大会までの、水泳競技大会出場を禁止します。」との決定及び、X2に対して行った、「松本水泳協会主催の水泳競技会出場を1年間停止します」との決定に対し、Xらが不服を申	和解内容等を仲裁判断とする	2015年11月13日	3	58日	12日

JSAAの相談制度概要

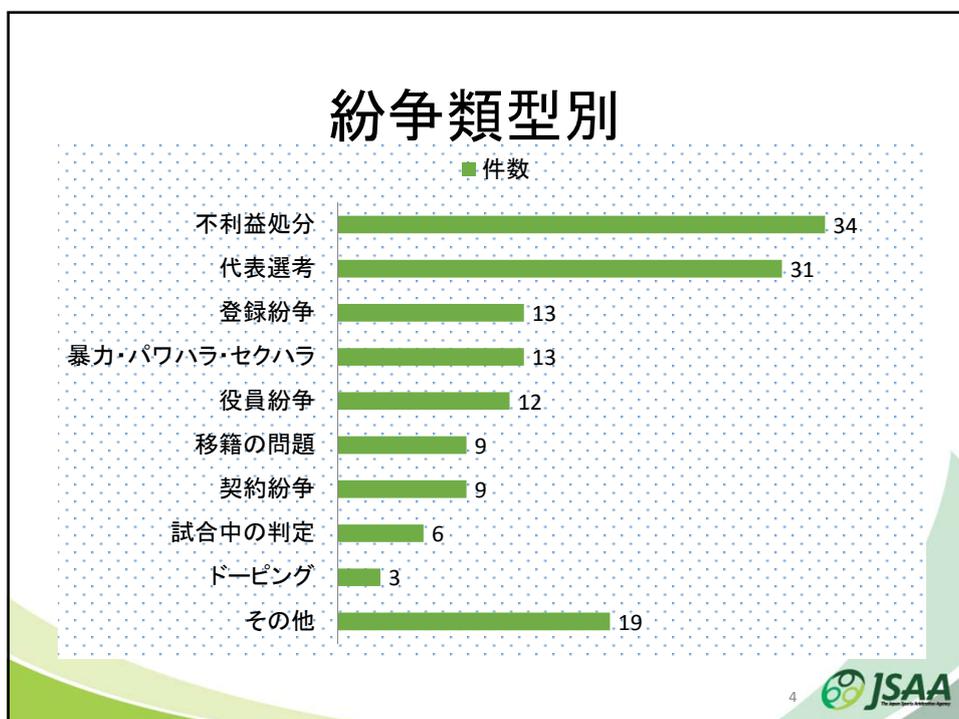
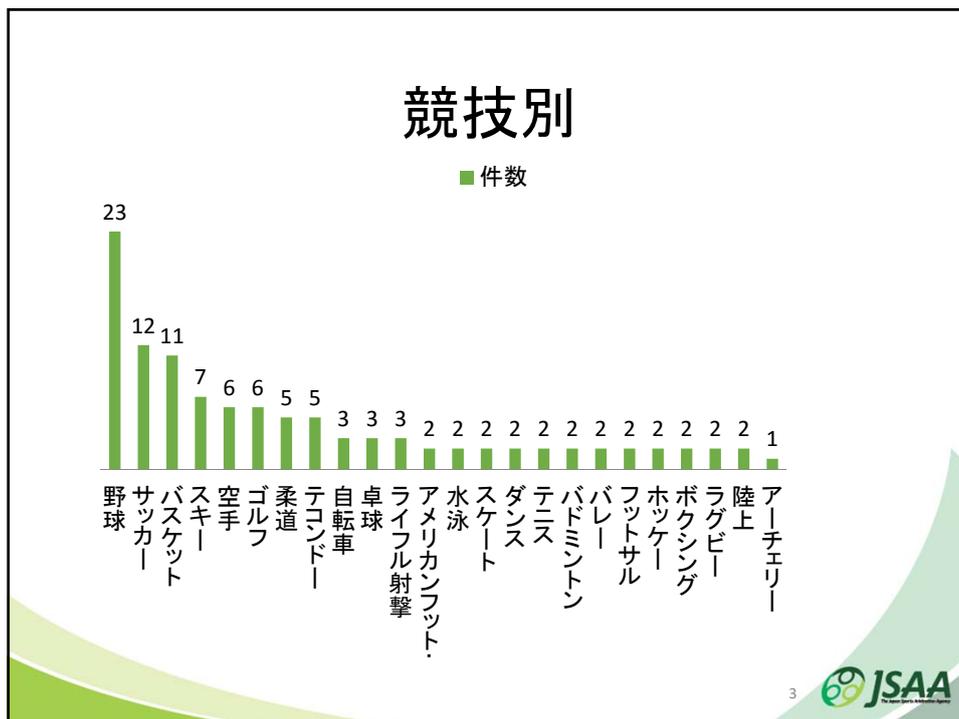
- 実施期間 平日10:00～17:00
- 料 金 無料
- 実施方法 電話、メール、来局による
- 担 当 仲裁調停専門委託員、仲裁調停専門員
- 機 能 仲裁・調停に関する手続きのアドバイス
申立書類の作成補助
- 利用件数 年50件程度（2013年～2015年平均）

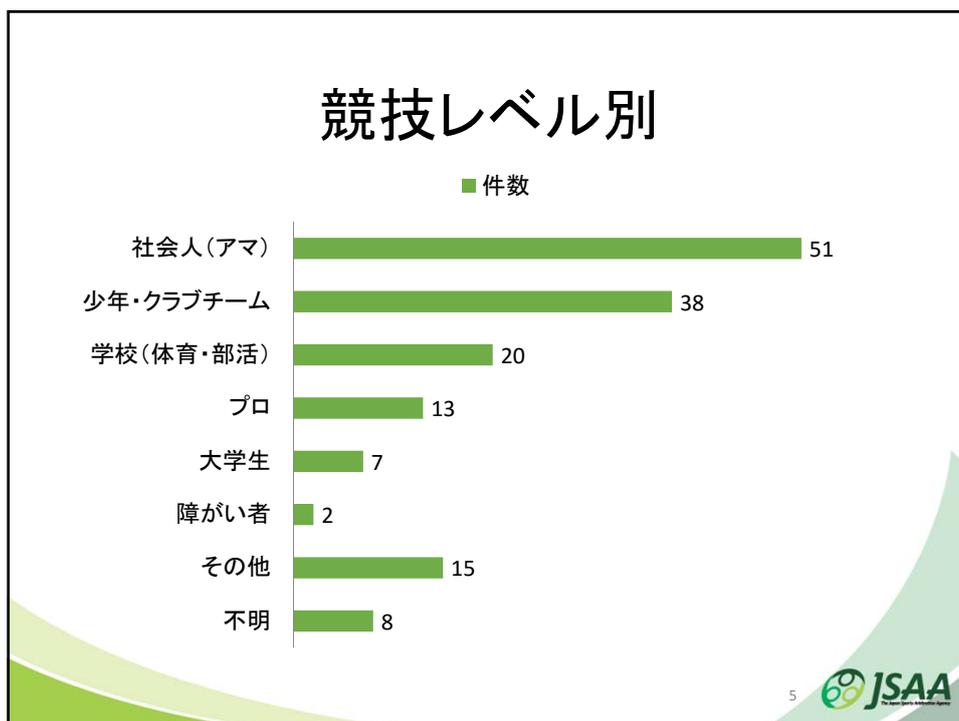


利用状況

2013年～2015年（3年間）

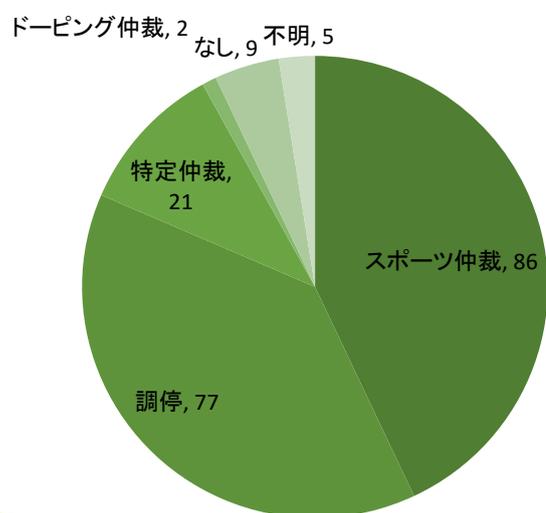








予想手続



過去のアドホック仲裁事例一覧

年	大会	ケース数
1996	アトランタ夏季五輪	6
1998	長野冬季五輪	5
2000	シドニー夏季五輪	15
2002	ソルトレークシティ冬季五輪	8
2004	アテネ夏季五輪	10
2006	トリノ冬季五輪	12
2008	北京夏季五輪	9
2010	バンクーバー冬季五輪	5
2012	ロンドン夏季五輪	11
2014	ソチ冬季五輪	5
2014	仁川アジア大会	4
ケース数合計		<u>90</u>

(CAS HP STATISTICS¹ より)

¹ http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/CAS_Statistics_2013.pdf